

## 市町村・一部事務組合等との「業務実施覚え書き」「業務実施契約書」の変更点について

## 業務実施覚え書き：第6条第4項、業務実施契約書：第8条第4項

市町村の責任は分別基準適合物化するまでであるが、当該分別基準適合物化する際の各種消耗品の無償提供を再商品化事業者に要請するケースが散見されるため、当該消耗品は原則市町村側の負担で用意することを追記。

## 業務実施覚え書き：第6条第6項、業務実施契約書：第8条第6項

プラスチックとPETボトルのベールの取り違え事故が発生しており、類似事故の再発防止のため、引き渡し完了確認等の対策を追記（運送業界の人手不足により、ベール引取不慣れなドライバーの増加も懸念されるため）。

## 業務実施覚え書き：第8条第6項

プラスチックの品質調査日の事前聞き取りの禁止を明記（合理化拠出金への影響が出るため）。

## ●「業務実施覚え書き」（特定事業者負担分）

条項	平成30年度	平成29年度
第6条（引き取り方法）	<p>4 甲は、再商品化事業者の引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。なお、甲は、<u>分別基準適合物に関連して使用する各種消耗品（ラップフィルム、袋等を代表例とするが、それらに限られない）については、自らの費用負担において用意することを原則とする。</u></p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。<u>また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。</u></p>	<p>4 甲は、再商品化事業者の引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。</p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p>
第8条（分別基準適合物の品質確保）	<p>6 甲のプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物について、乙は定期又は不定期に品質調査を実施するが、<u>当該品質調査に関し、甲もしくは甲の委託を受けた事業者等（甲が業務委託する中間処理事業者を代表例とするが、それらに限られない）は、当該品質調査に係る実施日等の情報を聞きだしてはならない。</u></p>	該当条項無し

## ●「業務実施契約書」（市町村負担分）

条項	平成30年度	平成29年度
第8条（引き取り方法）	<p>4 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。なお、甲は、<u>分別基準適合物に関連して使用する各種消耗品（ラップフィルム、袋等を代表例とするが、それらに限られない）については、自らの費用負担において用意することを原則とする。</u></p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。<u>また甲は、引き渡し対象となる分別基準適合物について、再商品化事業者とともに引き渡し後の完了確認等を行い、誤引き渡しの防止に努めなければならない。</u></p>	<p>4 甲は、再商品化事業者が引き取り作業を円滑に実施できるよう努めるものとし、再商品化事業者の運搬車輛への積み込み時に、甲の管理下にある積み込み用機材の再商品化事業者への貸与などについて協力する。</p> <p>6 甲は、引き渡し量の検量方法について、再商品化事業者と事前に協議して決定する。</p>

以上